

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成20年12月22日

月 曜 日

第 2973 号

目 次

条 例

○富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例	1
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	2
○富山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	3
○富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
○富山県営住宅条例の一部を改正する条例	4
○富山県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例	
○富山県大境ビジターセンター条例を廃止する条例	
○元気とやま観光振興条例	5

条 例

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例、富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、富山県営住宅条例の一部を改正する条例、富山県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例、富山県大境ビジターセンター条例を廃止する条例及び元気とやま観光振興条例を公布する。

平成20年12月22日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第54号

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第41条第2項中「6,400円」を「12,800円」に改める。

第47条の2第2項中「20,200円」を「15,900円」に改める。

第50条第1項中「第5条の2」を「第6条」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第47条の2第2項の改正規定は平成21年1月1日から、第50条第1項の改正規定は同年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第41条第2項の規定は、平成20年10月1日から適用する。
（手当の内払）
- 職員が、この条例による改正前の富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例第41条の規定に基づいて、平成20年10月1日以後の分として支給を受けた教員特殊業務手当は、改正後の条例第41条の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

（人 事 課）

富山県条例第55号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。
別表第1の18の項の次に次のように加える。

18の2 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第2項の規定に基づく政治団体の収支報告書又は政党若しくは政治資金団体に係る監査意見書の写しの交付	政治団体収支報告書等の写しの交付手数料	用紙1枚につき10円
--	---------------------	------------

別表第2第1項中「2の項から122の項」を「2の項から18の項まで及び19の項から122の項」に、「、222の項」を「並びに222の項」に改める。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

（財 政 課）

富山県条例第56号

富山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

富山県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第10条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条第 3 項中「明瞭な」を「明瞭^{りょう}な」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（電磁的方法）

第 3 条 法第14条の 7 第 3 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の規則で定める方法とする。

2 前項に規定する方法は、受信者がファイルに記録された事項を紙その他の有体物に出力することができるものでなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（男女参画・ボランティア課）

富山県条例第57号

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表正常妊婦診察料の項中「4,000 円」を「5,000 円」に改め、同表分べん介助料の項中「80,000 円（）」を「110,000 円（）」に、「40,000 円」を「70,000 円」に、「84,000 円」を「114,000 円」に、「42,000 円」を「72,000 円」に、「94,500 円」を「124,500 円」に、「47,250 円」を「77,250 円」に、「150,000 円」を「200,000 円」に、「75,000 円」を「115,000 円」に、「160,000 円」を「210,000 円」に、「80,000 円を」を「120,000 円を」に、「180,000 円」を

「230,000 円」に、「90,000 円」を「130,000 円」に改め、同表新生児保育料の項中「8,000 円」を「10,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 1 月 1 日から施行する。

（医 務 課）

富山県条例第58号

富山県営住宅条例の一部を改正する条例

富山県営住宅条例（昭和35年富山県条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表海岸通り県営住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（建築住宅課）

富山県条例第59号

富山県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例

富山県警察の組織等に関する条例（昭和29年富山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号の次に次の 1 号を加える。

㉞ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第 3 条第 1 項に規定する給付金に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（警・警務課）

富山県条例第60号

富山県大境ビクターセンター条例を廃止する条例

富山県大境ビクターセンター条例（昭和47年富山県条例第40号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(自然保護課)

富山県条例第61号

元気とやま観光振興条例

ふるさと富山は、世界に誇る自然と豊かな水に恵まれ、勤勉で積極進取の精神に富む県民性を培ってきた歴史の中で、地酒や郷土料理等の食文化、民謡や曳山祭り等の伝統文化、薬や工芸等の伝統産業等をはぐくんできた。そして、情報化や国際化が進展する中で、日本海側随一の工業集積を生かして環日本海地域の交流拠点として発展するとともに、高速交通体系の整備が着実に進みつつあるなど、ふるさと富山は、さまざまな魅力や未来への可能性にあふれている。

一方、少子高齢化の進展等により人口が減少する今日において、県民が豊かさを実感できるまちづくりや交流人口の増加による地域活性化が求められており、世界的な観光旅行者の増加にも対応した観光の振興の重要性が高まるとともに、地域公共交通体系の充実、もてなしの心の醸成等本県を訪れる人々の受入れ態勢の充実が課題となっている。

観光は、観光業にとどまらず、商工業、農林水産業等幅広い分野の地域経済へ波及効果をもたらす総合的な産業であり、産業間の連携による地域の一体化や訪れる人々の評価を通じて、県民がふるさとの良さを再認識し、郷土への誇りと愛着をはぐくみ、次の世代に引き継いでいく契機となるとともに、新たな地域の魅力づくり、交流の活発化の原動力となるなど、県民生活全体に影響を及ぼす極めて裾野の広い営みである。

このような理解の下に、県民一人一人が、訪れる人々とともに、地域の暮らしの中から自然、景観、歴史、伝統、文化、産業等の地域の魅力を再発見し、より魅力あるものにしよう努めるとともに、その地域の魅力をそのまま世界に発信し、次の世代へ引き継いでいくことが重要である。そして、地域の魅力を生かして、地域が一体となって心のこもったサービスを提供することにより、誰もが一度は訪れてみたい、さらには、何度でも訪れたいと思うような個性と魅力にあふれる地域づくりをしていくことが重要である。

ここに、本県の観光の振興についての基本的な考え方を明らかにすることにより、県民の観光に対する理解を深め、県民、事業者等、市町村及び県が連携し、及び協力して、一体となって観光の振興を図り、真の豊かさを実感できる元気とやまを創造するため、この条例を制定するものである。

(目的)

第 1 条 この条例は、観光の振興について、基本理念を定め、並びに県民、事業者等、市町村及び県の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ戦略的に推進し、もって豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び本県経済の発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 観光の振興は、県民一人一人が、訪れる人々とともに、地域の自然、景観、歴史、伝統、文化、産業等の魅力（以下「地域の魅力」という。）を再発見し、個性と魅力にあふれる地域の創造に努めることが重要であるという認識の下に行われなければならない。

2 観光の振興は、地域が一体となって当該地域の魅力を生かした良質なサービスの提供に努めることにより、訪れる人々の満足の度合を高めることが重要であるという認識の下に行われなければならない。

3 観光の振興は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重するとともに、地域の環境及び良好な景観の保全並びにこれらとの調和に配慮して、持続的に行われなければならない。

(県民の役割)

第 3 条 県民は、前条に定める観光の振興についての基本理念（以下「基本理念」という。）について理解を深め、地域の魅力を再発見し、高め、発信し、及び次の世代に引き継ぐよう努めるものとする。

2 県民は、地域の観光の振興に関する取組に積極的に参画するよう努めるとともに、訪れる人々を温かく迎えるよう努めるものとする。

(事業者及び民間団体の役割)

第 4 条 事業者及び民間団体は、基本理念について理解を深め、事業活動その他の活動を通じて、観光の振興に関する取組に参画し、協力し、及び連携するよう努

めるものとする。

(市町村の役割)

第 5 条 市町村は、基本理念にのっとり、県の施策と相まって、地域の特性に応じた観光の振興に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(県の役割)

第 6 条 県は、基本理念にのっとり、観光の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、観光の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(観光の振興に関する基本計画)

第 7 条 知事は、観光の振興を総合的かつ戦略的に推進するための基本となる計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 観光の振興に関する目標及び基本方針
- (2) 観光の振興に関する施策の基本となる事項
- (3) 観光の振興を推進するための体制の整備に関する事項
- (4) その他観光の振興を総合的かつ戦略的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市町村、事業者、民間団体その他観光に関し識見を有する者の意見を聴くとともに、基本計画の案を公表し、広く県民の意見を求めなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の推進に係る体制の整備)

第 8 条 県は、基本計画に基づく施策を推進するため、市町村、県民、事業者、民間団体等と連携し、及び協力して、観光の振興に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(県民等の参画の促進)

第 9 条 県は、県民、事業者及び民間団体の観光の振興に対する理解が深まり、観光の振興に関する取組への参画が促進されるよう、市町村、観光の振興を目的とする民間団体等と協力して、観光の振興に関する情報の提供、普及啓発、学習の

支援、人材の育成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民、事業者等及び市町村に対する支援等)

第 10 条 県は、県民、事業者及び民間団体が行う観光の振興に関する活動について、その自主的な取組に配慮しつつ、市町村と連携して必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、市町村が基本計画に沿った観光の振興に関する計画を定め、又はこれに基づき施策を実施するときは、観光の振興に関する必要な助言その他の支援及び協力を行うよう努めるものとする。

(近隣県等との連携)

第 11 条 県は、県域を越える広域的な観光旅行者の需要に応えるため、近隣県等広域的な観光に係る団体との連携を図るものとする。

(国際観光の推進)

第 12 条 県は、環日本海地域をはじめとする東アジア地域、欧米地域等の観光旅行者の増加に対応して、積極的に国際観光を推進するものとする。

(観光の基盤となる施設の整備等)

第 13 条 県は、基本計画に基づき、観光の基盤となる交通施設、案内施設、交流施設その他の観光旅行者のための施設の整備及び観光に関する情報の提供等に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(観光に関する事業者の経営基盤の強化等)

第 14 条 県は、基本計画に基づき、観光に関する事業者の経営基盤の強化を図るため、相談及び支援を行う体制の充実に関する施策その他の必要な施策(次項において「相談支援体制の充実等の施策」という。)を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、前項の施策のほか、基本計画に基づき、観光の振興を図るため、事業者間及び産業間の有機的な連携を促進するとともに、新たな観光に関する事業の創出及び育成のための相談支援体制の充実等の施策を講ずるよう努めるものとする。

(観光に関する情報の収集等)

第 15 条 知事は、観光の振興に関する施策を効果的に推進するため、観光に関する情報の収集及び統計の充実並びに観光動向の調査及びその分析の実施に努めるものとする。

(施策の連携)

第16条 知事は、観光の振興を総合的かつ戦略的に推進するため、この条例に基づく施策と観光の振興に関連する法令及び他の県条例等に基づく施策との有機的な連携を図るものとする。

(財政上の措置等)

第17条 県は、観光の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の報告等)

第18条 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況を県議会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議・調査課)